

当初・変更

入札執行機関 41390 相馬港湾建設事務所

入札（見積）執行調書入札等（契約）結果書

年災		事項		契約	25年 1月17日
工事番号	12-41390-0084	工事名	貨物流動調査業務委託（港湾調査）	着工	25年 1月17日
入札執行年月日	25年 1月 16日	発注種別	21 調査	完成	25年 3月22日
審議番号	公所	000000	本庁	発注標準等級	
路線・河川名	相馬港			予定価格	
工事箇所 自	相馬市原釜地内 外			9,646,350	
至					
工事概要	貨物流動調査 N=1式				

業者コード 業者名	指名理由	落札業者の住所			
		入札額及び再入札額		落札額（契約額）	
300006518 日本海洋コンサルタント（株）		(1) 9,040,000 (3)	(2) (4)	9,492,000	
		(1) (3)	(2) (4)		
		(1) (3)	(2) (4)		
		(1) (3)	(2) (4)		
		(1) (3)	(2) (4)		
		(1) (3)	(2) (4)		
		(1) (3)	(2) (4)		
		(1) (3)	(2) (4)		
		(1) (3)	(2) (4)		
		(1) (3)	(2) (4)		

※ 上記入札額に、消費税額を加算した額が地方自治法上の申込みに係る価格である。
 ※ 随意契約とする理由、変更契約の内容は、裏面のとおり。

様式3(裏面)

随意契約とする理由および見積もりの相手方を選定した理由

相馬港は、平成7年の港湾計画改訂以降17年が経過しており、東日本大震災の影響による地域経済や社会情勢の変化に伴い、貨物量や企業の雇用、所得の減少など相馬港を取り巻く環境も大きく変化しており、相馬港の復興を進める上では、これらの変化に対応すべく限られた期間の中で港湾計画を見直し、港湾機能やサービスの向上等を通じて、企業が立地・投資できる環境を整備していく必要がある。本業務は、港湾計画改訂に必要となる貨物流動調査であり、相馬港の現況を把握し、将来の活用方策の方向性や貨物需要を踏まえ、土地利用形態の検討及び港湾計画改訂時の課題等について検討するものである。

本業務を実施するにあたっては、港湾に係る関係法規や物流に係る分析、施設配置に係る解析等について専門的な知識を有するとともに、港湾計画改訂に必要となる各業務において、相馬港の現状の理解度が高く、震災の影響や地域の特性を踏まえたオリジナリティが必要となることから、「福島県測量等委託業務公募型プロポーザル方式試行要領」に基づく公募型プロポーザル方式により本業務に最も適した技術提案書の特定を行った。

その結果、下記の者が提出した技術提案書が、特定テーマ「港湾計画改訂に向けての効率的な検討手法の提案とこれに関する留意点」及び「相馬港における震災の影響評価手法及び将来予測手法の提案と将来予測における留意点」において相馬港の課題を的確に捉えており、具体的な新規産業を上げた貨物需要予測についての提案があることなどから、プロポーザル審査委員会において、提出された技術提案書のうち本業務に最も適した技術提案書と特定され、相双地方入札参加条件等審査委員会において、当該技術提案書の提出者である下記の者を随意契約の相手方とすることについて了承された。

以上により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に規定される「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」及び福島県財務規則施行通達第269条関係1-(3)に規定される「契約の内容又は性質上、2人以上の者から見積書を徴することが不相当であるとき」に該当するため、下記の者と単独随意契約することとした。

記

随意契約の相手方 商号又は名称 日本海洋コンサルタント(株)
 住 所 東京都江東区東砂七丁目19番31号
 代表者氏名 代表取締役社長 今泉 正次

変更契約の内容

変更契約年月日	年	月	日
変更後の竣工年月日	年	月	日
変更後の契約金額	年	月	日
変更契約をする理由			
<input type="checkbox"/> 1 現場精査による数量増(減) <input type="checkbox"/> 2 () 工事追加による増額 <input type="checkbox"/> 3 その他 ()			

公募型プロポーザル方式審査結果

発注種別 調査

委託業務番号	12-41390-0084	委託業務名	相馬港貨物流動調査業務委託(港湾調査)	工期	平成25年3月22日限り
路線河川地区名	相馬港	委託業務箇所	相馬市原釜地内 外	委託業務の概要	貨物流動調査 N=1式

開催年月日	プロポーザル審査委員会	募集要領(評価基準)	一次審査	二次審査
		平成24年11月13日	平成24年12月13日	平成24年12月19日
	入札参加条件等審査委員会	対象業務の選定	委託者決定	
		平成24年11月7日	平成24年12月26日	

学識経験者意見聴取結果							
学識経験者の職・氏名			①募集要領(評価基準)の策定			②技術提案書の特定	
職業等	氏名	審査委員会	意見の適否	②の意見聴取	意見聴取月日	意見の適否	意見聴取月日
東北地方整備局 小名浜港湾事務所 副所長	轟 正彦	○		要・不要	平成 年 月 日		平成 年 月 日
東北地方整備局 小名浜港湾事務所 相馬港出張所 所長	鈴木 勝晴	○		要・不要	平成 年 月 日		平成 年 月 日
				要・不要	平成 年 月 日		平成 年 月 日
				要・不要	平成 年 月 日		平成 年 月 日

参加者(技術提案書の提出者)	所在地	評価項目毎の得点					総得点	順位	備考
		企業実績	配置技術者	業務実施方針	技術提案	ヒアリング			
日本海洋コンサルタント株式会社	東京都江東区東砂七丁目19番31号	10	44	35	59	24	172	1	委託者
参加者 1者									

※ プロポーザル審査委員会に学識経験者を含めた場合、「審査委員会」の欄に○を付ける。この場合、個別の意見聴取は省略できる。
学識経験者の欄が不足する場合は、「別紙のとおり」と記載して名簿等を添付すること。

相馬港貨物流動調査業務 公募型プロポーザル方式募集要領

1 目的

この要領は、相馬港貨物流動調査業務において、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により業務委託者を募集する際の手続きについて、必要な事項を定める。

2 委託業務の概要

- (1) 業務名 相馬港貨物流動調査業務
- (2) 業務内容 貨物流動調査 1.0 式
- (3) 履行期限 平成 25 年 3 月 22 日（金）
- (4) 業務の規模

本業務の参考業務規模として、9,000 千円程度を想定しています。業務規模が想定と大きくかけ離れている場合には無効とします。

3 参加資格

技術提案書を提出する者は、次の各号に掲げる要件を全て満たしている者としてします。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 評価基準日（平成 24 年 12 月 7 日（技術提案書の提出期限の日））に福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱（平成 19 年 3 月 30 日付け 18 財第 6342 号総務部長依命通達）に基づく入札参加資格制限中の者でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に該当しない者であること。

4 業務仕様

特記仕様書（案）のとおりです。

なお、具体的な手法（新技術や追加検討項目を含む。）については、技術提案書の特定後に、提案内容を反映して決定し、特記仕様書を作成します。

5 特定テーマ

本業務において技術提案を求めるテーマは次の事項です。

【テーマ 1】 港湾計画改訂に向けての効率的な検討手法の提案とこれに関する留意点

【テーマ 2】 相馬港における震災の影響評価手法及び将来予測手法の提案と将来予測における留意点

6 技術提案書を特定するための評価基準

技術提案書の評価項目、判断基準及び配点は、別表 1 公募型プロポーザル方式評価項目及び評価基準のとおりです。

7 事務局

〒976-0042 福島県相馬市中村字塚ノ町 65-16
福島県相馬港湾建設事務所 企画管理課
電 話：0244-36-5044 FAX：0244-36-5034
E-mail：souma.kouwan@pref.fukushima.lg.jp

8 不明の点がある場合の質疑について

(1) 質問書（様式 2）の提出期限並びに提出場所及び方法

質疑事項がある場合は、質問書（様式 2）を用い、平成 24 年 11 月 21 日 17 時までに、上記 7 に持参、郵送又は電子メールで提出してください。なお、電子メールによる場合は、必ず電話で送信確認をしてください。また、郵送による場合は、提出期限の日までに到着したものまで有効とします。

(2) 質問書に対する回答期限及び回答方法

平成 24 年 11 月 26 日から平成 24 年 12 月 7 日までの間、福島県相馬港湾建設事務所ウェブページ (<http://www.pref.fukushima.jp/soumakouwan>) に回答書（様式 3）を掲載するとともに、上記 7 の場所においても配布します。

9 技術提案書の提出について

技術提案書に参加資格の確認のための書類及び技術提案書の内容を確認するための書類を添えて提出してください。

(1) 技術提案書の様式

技術提案書の様式は次のとおりとします。

- | | |
|----------------------|--------|
| ① 公募型プロポーザル方式提出書類送付書 | 様式 1 |
| ② 企業実績表 | 様式 4 |
| ③ 業務実施体制 | 様式 5 |
| ④ 配置技術者業務実績表（主任技術者） | 様式 6-1 |
| ⑤ 配置技術者業務実績表（担当技術者） | 様式 6-2 |
| ⑥ 配置技術者業務実績表（社内審査員） | 様式 6-3 |
| ⑦ 業務実施方針 | 様式 7-1 |
| ⑧ 特定テーマに対する技術提案 | 様式 7-2 |
| ⑨ 見積書 | 様式 8 |

(2) 技術提案書の内容を確認するための書類

実績として記載した業務の契約書等の写し（数量や配置技術者の携わった立場等、技術提案書の内容が契約書の内容だけでは確認できない場合は、確認できるだけの書類（テクリス登録内容確認書仕様書、図面等の写し）も添付してください。）

(3) 提出期限並びに提出場所及び方法

平成 24 年 12 月 7 日 17 時までに、上記 7 の場所に 1 部を持参又は郵送してください。郵送による場合は、提出期限の日までに到着したものまで有効とします。

(提出期限の日までに技術提案書が到着しないことを理由に技術提案書を無効とした場合、一般書留又は簡易書留による配達記録を有さない者からの異議は受け付けませんのでご注意ください。また、特定記録郵便は、受領印の押印又は署名を行わずに受取人の郵便受箱に配達するものであるため、配達記録を有しませんのでご注意ください。)

技術提案書の提出は、1企業で1提案とします。提出後における技術提案書の内容変更、差替え又は再提出は認めません。

(4) 技術提案書の作成について

プロポーザルは業務における具体的な取組方法について提案を求めるものであり、成果品の一部又は成果品案の作成や提出を求めるものではないことに留意して技術提案書を作成してください。

また、次の内容(様式の体裁、枚数及び記載文字の大きさに関する指定)が守られていない場合、当該様式に関する評価項目を0点とします。

① 共通事項

ア 上記(1)の様式で作成する。なお、片面使用、横書きとし、様式8を除き1様式で2枚以上の提出は認めない。

イ 様式4~8に記載する文字の大きさは、各様式に記載されている許容最小文字の大きさの見本以上の大きさとする。

② 企業実績表(様式4)

技術提案書の提出者が過去に受託した業務の実績のうち、評価対象となる実績について記載する。

③ 業務実施体制(様式5)

ア 技術者の配置、業務の分担について記載する。

イ 業務実施体制に記載した配置予定技術者すべて(担当技術者については主たる者1名)について、「業務実績表(様式6-1~2)」を作成すること。

ウ 学識経験者や協力事務所との技術協力もしくは再委託の予定がある場合は、相手先の名称、略歴、業務実績及び協力・委託の具体的内容を記載すること。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。

※ 業務の主たる部分とは、業務の総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等とする。

④ 配置技術者業務実績表(様式6-1~3)

ア 配置予定技術者の保有資格、過去に従事した業務の実績等のうち、評価対象となる資格、実績等について記載する。

イ 担当技術者は3名まで配置が可能(様式5)であるが、評価対象とする技術者は主たる担当技術者(様式6-2)とする。

⑤ 業務実施方針(様式7-1)

ア 業務実施フロー、業務実施手順、工程管理上の留意事項、工程計画について簡潔に記載する。

イ 様式の枠内に限り、文書を補完する図表、写真等を使用することも可とする。

- ウ A4判（縦）片面1枚までとする。
- ⑥ 特定テーマに対する技術提案（様式7-2）
 - ア 上記5に示した特定テーマに対する取り組み方法を具体的に記載する。
 - イ 様式の枠内に限り文書を補完する図表、写真等を使用することも可とする。
 - ウ A3判（横）片面1枚までとする。（A4判（横）片面1枚でも間に合う場合にはA4判でも構わない。）
- ⑦ 見積書（様式8）
 - ア 業務に要する直接人件費、直接経費（事務用品費、旅費交通費、業務成果品費等）、その他原価、一般管理費等及びその合計を業務内容毎に作成すること。なお、福島県の基準に規定されているもの（事務用品費、旅費交通費、業務成果品費、その他原価及び一般管理費等の算定式、単価（人件費及び賃金、材料単価及び損料等、市場単価等）については、これを使用して見積書を作成すること。
 - イ 見積書（様式8）は、技術提案書を特定するための評価項目として用いるほか、業務委託料の積算の際の参考として用いる。
 - ウ 様式で行列に不足がある場合、適宜追加してよい。
 - エ 福島県の基準に関する公表用図書は、福島県の相馬港湾建設事務所及び県政情報センター（県庁西庁舎1階）で閲覧又は借り出すことができる。

10 技術提案書の審査及び委託候補者の選定

次の各号の定めるところによる。

(1) 一次審査

技術提案書の審査は、上記6に定める評価基準に基づき審査し、上位3～5者程度をヒアリング対象者として選定します。審査結果については技術提案書の提出者全員に通知します。

(2) 二次審査

一次審査結果にヒアリングによる評価を加えた総合得点から、委託候補者1者を選定します。審査結果についてはヒアリング対象者全員に通知します。

(3) 委託候補者には、当該業務内容について、随意契約により業務を委託するための見積書の提出を求めることとなりますが、下記12の無効条項等に該当する場合（技術提案書の提出から契約までの間に該当することになった場合を含む。）は、契約の締結は行いません。なお、この場合は、次点の者を委託候補者とします。

(4) 審査（ヒアリング含む。）は非公開で行いますが、技術提案書の審査の公平性、透明性及び客観性を期すため、各提出者の審査結果を公募型プロポーザル方式審査結果書（様式10）により公表します。

11 ヒアリング

ヒアリングは平成24年12月中旬頃に実施する予定です。詳細は一次審査の審査結果通知により通知します。

ヒアリングにおいては、様式7-1、2を補完する説明を受けます。新たな資料の配付は

認めません。

なお、説明者は業務実施体制（様式 5）に記載した、主任技術者として配置予定の者とし、その他、担当技術者として配置予定の者（業務実施体制（様式 5）に記載した、担当技術者として配置予定の者）のうち2名までが出席できるものとし、

1 2 無効

次の各号のいずれか一つに該当する場合、技術提案書は無効とします。

- (1) 提出者が上記3に定める参加資格等を満たしていない場合。
- (2) 同一の者が2つ以上の技術提案書を提出した場合。
- (3) 技術提案書の提出方法、提出先又は提出期限に適合しない場合。（技術提案書に参加資格の確認のための書類及び技術提案書の内容を確認するための書類が添付されていない場合を含む。）

なお、提出期限の日までに技術提案書が到着しないことを理由に技術提案書は無効とした場合、一般書留又は簡易書留による配達記録を有さない者からの異議は受け付けませんのでご注意ください。（特定記録郵便は、受領印の押印又は署名を行わずに、受取人の郵便受箱に配達するものであるため、配達記録を有しませんのでご注意ください。）

- (4) 技術提案書の作成様式及び本要領に示された条件（評価項目を0点とするなどの無効以外の取扱いが示されている条件を除く。）に適合しない場合。
- (5) 虚偽の内容が記載されている場合。
- (6) 技術提案書の提出から契約までの間に、業務実施体制（様式 5）に記載した主任技術者、担当技術者が本業務に携わることが困難となった場合。ただし、病気、事故、退職等やむを得ない事情がある場合を除く。
- (7) 審査委員又は関係者に技術提案書に対する援助、問い合わせを直接的又は間接的に求めた場合。（本要領に示した質問を除く。）
- (8) ヒアリング当日に出席しなかった場合。ただし、交通事故や自然災害等の不測の事態が発生し、ヒアリング開始時刻に到着できなかった場合を除く。

1 3 問合せ先等

問合せ先は上記7に同じです。

1 4 技術提案書の取扱い

- (1) 提出された技術提案書は返却しません。
- (2) 技術提案書の作成や提出及びヒアリングに係る費用は、提出者の負担となります。
- (3) 技術提案書に虚偽の記載をし、技術提案書が無効とされた場合には、その者に対して入札参加制限措置を行うことがあります。
- (4) 提出された技術提案書は、審査及び説明を目的として、その写しを作成し使用することができるものとします。
- (5) 提出された技術提案書は、提出者の技術情報保護の観点から、原則として非開示としますが、提出書類に虚偽の記載があった場合等、必要に応じて開示することも

あります。なお、開示する際は、技術提案書の写しを作成し使用することができるものとします。

15 その他

- (1) 契約後において、業務実施体制（様式 5）に記載した主任技術者、担当技術者は病気、事故、退職等やむを得ない事情がある場合を除き、変更することはできません。
 - (2) 技術提案書に基づく履行ができなかった場合は、契約金額の減額、損害賠償、契約の解除、違約金、委託業務等成績評定の減点などの措置を行う場合があります。
-

相馬港貨物流動調査業務 特記仕様書（案）

1 業務目的

相馬港は、平成7年の港湾計画改訂以降17年が経過しており、東日本大震災の影響による地域経済や社会情勢の変化に伴い、貨物量や雇用、所得の減少など相馬港を取り巻く環境も大きく変化している。これらの変化に対応するためには、限られた期間で港湾計画を改定し、港湾機能・サービスの向上等の提供を通じて、企業が立地・投資できる環境を整備していく必要がある。

本業務は、港湾計画改訂に必要となる様々な項目について、目標に向けて迅速かつ確実に調査・検討するものである。

なお、今年度は貨物流動調査を行い、相馬港の現況を把握・整理し、相馬港の活用方策の方向性や将来の貨物需要、土地利用形態の検討及び港湾計画改訂時の課題等について検討する。

港湾計画改訂に必要となる項目と実施期間については、以下のとおり想定している。

- ・貨物流動調査（今年度発注） … H24
- ・現地調査（深淺測量、地質調査等） … H25
- ・静穏度解析調査 … H25
- ・船舶航行安全調査 … H25
- ・環境影響評価調査 … H25～H26
- （・埋立免許申請書作成）
- ・港湾計画改訂資料作成 … H25～H26

2 業務内容

今年度発注する貨物流動調査の実施内容を以下に示す。

①計画準備

業務内容を把握し、検討手法、手順、とりまとめ内容等の業務計画を策定する。

②相馬港の現況特性等の把握

相馬港の現況（震災前後の施設別利用状況、背後産業の現状等）を把握・整理し、震災の影響による環境の変化等を考慮したうえで、その特性や動向を分析する。

③相馬港における将来目標の検討

相馬港の現況特性及び利用状況を踏まえ、相馬港の活用方策の方向性や将来目標について、既存事例等を参考に検討する。

④現状貨物の把握及び将来貨物の推計

前述の検討結果を踏まえ、相馬港利用企業等へヒアリングを実施し、取扱貨物の現状を把握するとともに、将来目標に向けた取扱貨物の推計を行う。

⑤将来貨物量を踏まえた土地利用の検討

前述の推計結果に基づき、必要となる埠頭用地や関連用地等の施設別貨物量及び土地利用面積を想定し、施設の過不足を検討する。

⑥港湾計画改訂時の課題及び必要となる検討項目の整理と具体策等の提案

上記検討結果を踏まえ、港湾計画改訂時の問題点を抽出し、課題を提案するとともに、必要となる検討項目を整理し、具体策等の提案・取りまとめを行う。

⑦報告書作成

①～⑥の調査検討結果を取りまとめる。

3. 成果品

- ・ 報告書（原稿1式、製本3部）
- ・ 電子媒体（CD-R） 3部

別表1

公募型プロポーザル方式評価項目及び評価基準表

本評価基準は、相馬港貨物流動調査業務公募型プロポーザル方式において技術提案書を特定するための評価基準である。

本評価基準において、次の事項を共通事項とする。

- ① 評価基準日は平成24年12月7日(技術提案書の提出期限の日)とする。企業及び配置技術者の実績については、評価基準日までの履行実績とする。
- ② 実績とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(実績当時のもの)で規定される公共工事の発注者が発注する工事に関する業務(以下、「公共工事に関する業務」という。)の履行実績という。
- ③ 同種業務とは港湾区域内における取扱貨物に関する調査業務、類似業務とは港湾計画に関する調査業務をいう。

1、企業の実績

評価項目	評価の着眼点	判断基準	配点
企業の実績 10点	①業務遂行技術力	・ 過去5年間に同種業務実績が3件以上ある場合	5点
		・ 過去5年間に同種業務実績が1~2件または類似業務実績が3件以上ある場合	3点
		・ 上記に該当しない場合	0点
	得点	／5点	
②当該地域における業務実績	・ 過去10年間に相馬港における業務実績がある場合	5点	
	・ 上記に該当しない場合	0点	
	得点	／5点	

2、配置技術者の技術力

評価項目	評価の着眼点	判断基準	配点
配置技術者の技術力 50点	下記の配置技術者を評価対象とする。担当技術者が複数名配置される場合、主たる担当技術者1名を評価対象とする。		
	配置技術者	a	主任技術者
		b	担当技術者
		c	社内審査員

評価項目	評価の着眼点	判断基準	配点
a.主任技術者の技術力 20点	①技術者資格	・ 技術士資格(総合技術監理部門(建設)又は建設部門)、又は土木学会特別上級又は上級技術者を有する場合	10点
		・ 技術士補資格(建設部門)又はRCCM資格(港湾及び空港)、又は土木学会1級技術者を有する場合	6点
		・ 上記に該当しない場合	0点
	得点	／10点	
	②実務実績	・ 過去5年間に同種業務実績がある場合	10点
		・ 過去5年間に類似業務実績がある場合	6点
・ 上記に該当しない場合		0点	
得点	／10点		
a 小計			／20点

評価項目	評価の着眼点	判断基準	配点
b.担当技術者の技術力 10点	①技術者資格	・ 技術士資格(総合技術監理部門(建設)又は建設部門)、又は土木学会特別上級又は上級技術者を有する場合	4点
		・ 技術士補資格(建設部門)又はRCCM資格(港湾及び空港)、又は土木学会1級技術者を有する場合	2点
		・ 上記に該当しない場合	0点
		得点	/4点
	②実務実績	・ 過去5年間に同種業務実績がある場合	4点
		・ 過去5年間に類似業務実績がある場合	2点
		・ 上記に該当しない場合	0点
		得点	/4点
	③手持ち業務 (契約予定を含む)	・ 当該業務が完成するまで、当該業務の担当技術者に専任できる場合 なお、「専任」とは当該業務の契約期間全期間にわたって他の業務(発注者を問わない)に従事せず、当該業務にのみ従事することをいい、他の業務において主任技術者、管理技術者、担当技術者、照査技術者又は社内審査員となっている場合、評価対象とならない	2点
		・ 上記に該当しない場合	0点
得点		/2点	
b 小計		/10点	

評価項目	評価の着眼点	判断基準	配点	
c.社内審査員の技術力 20点	①技術者資格	・ 技術士資格(総合技術監理部門(建設)又は建設部門)、又は土木学会特別上級又は上級技術者を有する場合	10点	
		・ 技術士補資格(建設部門)又はRCCM資格(港湾及び空港)、又は土木学会1級技術者を有する場合	6点	
		・ 上記に該当しない場合	0点	
		得点	/10点	
	②実務実績	・ 過去5年間に同種業務実績がある場合	10点	
		・ 過去5年間に類似業務実績がある場合	6点	
		・ 上記に該当しない場合	0点	
		得点	/10点	
	c 小計			/20点
				/50点

3、業務実施方針

評価項目	評価の着眼点	判断基準	配点
業務実施方針 40点	①業務内容の理解度	・ 目的・条件・内容の理解度が高く、簡潔に記載されていると認められる場合	15点
		・ 上記の評価対象に比べてやや内容に不足がある場合	9点
		・ 上記に該当しない場合	0点
		得点	／15点
	②実施手順	・ 業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合	15点
		・ 上記の評価対象に比べてやや内容に不足がある場合	9点
		・ 上記に該当しない場合	0点
		得点	／15点
	③工程の妥当性	・ 各工程で想定される業務量が工程に反映され、実施手順と工程計画に整合性が確認できる場合	10点
		・ 実施手順との整合が確認できる場合	6点
		・ 上記に該当しない場合	0点
		得点	／10点
合計			／40点

4、特定テーマに対する技術提案

評価項目	評価の着眼点	判断基準	配点
特定テーマに対する技術提案 70点	①各提案の整合性の有無	・ 各特定テーマに対する技術提案に整合性がある場合	10点
		・ 各特定テーマに対する技術提案に整合性がない部分があり、技術提案全てを実現するには一部修正が必要であるが、業務実施上支障がない範囲である場合	5点
		・ 上記に該当しない場合	0点
		得点	／10点

評価項目	評価の着眼点	判断基準	配点
特定テーマに対する技術提案 70点	② 特定テーマ 1 と・港湾に計画改訂に関する留意点 の効率的な検討手法の提案	1 的確性 1) 与条件の理解度 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地形、環境、地域特性等の理解度が高く、課題の解決方法についても十分に確認できる場合 	10点
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記の評価対象に比べてやや内容に不足がある場合 	5点
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記に該当しない場合 	0点
		得点	／10点
		2) 技術提案 <ul style="list-style-type: none"> ・ 技術提案において、業務に必要な着眼点、問題点、解決方法等が確認でき、特定テーマに相応しい内容である場合 	10点
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記の評価対象に比べてやや内容に不足がある場合 	5点
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記に該当しない場合 	0点
		得点	／10点
		2 実現性 1) 説得力 <ul style="list-style-type: none"> ・ 提案内容の説得力が十分であると認められる場合 	4点
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記の評価対象に比べてやや内容に不足がある場合 	2点
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記に該当しない場合 	0点
		得点	／4点
		2) 裏付けとなる業務実績の有無 <ul style="list-style-type: none"> ・ 企業若しくは配置技術者の業務実績から、提案内容を裏付ける実績が確認できる場合 	4点
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記に該当しない場合 	0点
		得点	／4点
		3 独創性 <ul style="list-style-type: none"> ・ 工学的知見等に基づく前例のない技術提案、複数の既存技術を統合化する等独創的な提案がある場合 	2点
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記の評価対象に比べてやや独創性に欠ける場合 	1点
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記に該当しない場合 	0点
得点	／2点		
小計		／30点	

評価項目	評価の着眼点	判断基準	配点	
特定テーマに対する技術提案 70点	③ 特定テーマ 2 の・相馬と港に 提案と将来予 測における震 害の影響評価 手法及び将来 予測手法	1 的確性 1) 与条件の理解度 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地形、環境、地域特性等の理解度が高く、課題の解決方法についても十分に確認できる場合 	10点	
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記の評価対象に比べてやや内容に不足がある場合 	5点	
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記に該当しない場合 	0点	
		得点		／10点
		2) 技術提案 <ul style="list-style-type: none"> ・ 技術提案において、業務に必要な着眼点、問題点、解決方法等が確認でき、特定テーマに相応しい内容である場合 	10点	
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記の評価対象に比べてやや内容に不足がある場合 	5点	
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記に該当しない場合 	0点	
		得点		／10点
		2 実現性 1) 説得力 <ul style="list-style-type: none"> ・ 提案内容の説得力が十分であると認められる場合 	4点	
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記の評価対象に比べてやや内容に不足がある場合 	2点	
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記に該当しない場合 	0点	
		得点		／4点
		2) 裏付けとなる業務実績の有無 <ul style="list-style-type: none"> ・ 企業若しくは配置技術者の業務実績から、提案内容を裏付ける実績が確認できる場合 	4点	
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記に該当しない場合 	0点	
		得点		／4点
3 独創性 <ul style="list-style-type: none"> ・ 工学的知見等に基づく前例のない技術提案、複数の既存技術を統合化する等独創的な提案がある場合 	2点			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記の評価対象に比べてやや独創性に欠ける場合 	1点			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記に該当しない場合 	0点			
得点		／2点		
小計			／30点	

5、ヒアリング

評価項目	評価の着眼点	判断基準	配点
ヒアリング 30点	①専門技術力	・ 説明内容が技術提案書の内容をよく補完しており、専門技術を十分に発揮できると認められる場合	20点
		・ 技術提案書の内容は十分であるが、上記の評価対象と比較して説明が不十分な場合	15点
		・ 上記に該当しない場合	0点
		得点	／20点
	②取組み姿勢	・ 取組意欲が強く感じられる場合	5点
		・ 上記に該当しない場合	0点
		得点	／5点
	③コミュニケーション力	・ 質問に対する応答が明快、かつ迅速な場合	5点
		・ 上記に該当しない場合	0点
		得点	／5点
合計		／30点	

6、参考見積

評価項目	評価の着眼点	判断基準	配点
参考見積	業務コストの妥当性	・ 提示した業務規模と大きくかけ離れているか、または提案内容に対して見積が不適切な場合には無効とする。	—